

## 答申

### 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和５年９月２６日５人第９３号で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

### 2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

#### (1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、財産活用課設備管理係の〇〇氏（以下「本件職員」という。）の令和４年度における職員調書である。

#### (2) 本件公文書の開示決定等の状況

##### ア 本件決定について

実施機関は、本件公文書に記載された本件職員の職員番号、生年月日、年齢、試験職種、学歴、写真、受けた表彰、資格免許、給料、前職歴、住所、通勤方法、勤務希望、健康状態、家族の状況、県職員である親族の状況、特技、趣味、勤務について特に配慮してもらいたい事項及びその他（希望、意見等）に関する事項について、福岡県情報公開条例（平成１３年福岡県条例第５号。以下「条例」という。）第７条第１項第１号（個人情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

##### イ 本件決定以外の決定状況について

実施機関は、本件決定以外にも、他１０名の職員調書及び県庁代表電話交換業務の契約書について、公文書部分開示決定を行っているが、審査請求人は、これらの決定に対して、審査請求を行っていない。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件公文書に記載された非開示情報のうち、資格免許（以下「本件非開示情報」という。）の開示を求めるものである。

#### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和５年９月１１日付けで、実施機関に対し、条例第６条第１項の規定により、公文書開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和５年９月２６日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和５年１０月１７日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和６年２月２６日付けで、当審査会に諮問した。

#### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求書における審査請求人の主張は、次のとおりである。

- (1) １０月１７日、本件職員は筑後に施設点検に行かれたと係員に聞いた。職員調書を見ると職務内容が設備管理になっている。しかし、資格免許が黒塗りで分からない。
- (2) 設備管理係が担当の福岡県庁舎設備保全及び行政棟清掃業務の業務委託契約書には、有資格者が必要な業務の記載がある。本件職員は何らかの資格をお持ちで筑後まで施設点検に行かれたのではないかとと思われる。開示していただきたい。
- (3) 本件職員の資格免許のコピーを見てみたい。それは仕事に関係する事でもあり、開示されるべきである。

#### 5 実施機関の説明要旨

弁明書における実施機関の説明は、次のとおりである。

- (1) 本件公文書に記載された資格免許の名称及び取得年月日については、職員が自由な意思に基づいて取得したものであり、その保有の有無をはじめ、どのような資格免許を有しているか等の情報は、職員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから条例第７条第１項第１号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないことから非開示とした。
- (2) 審査請求人は、本件公文書に記載された職員の資格免許について「仕事に関係することでもあり、開示されるべきである」と主張しているが、本件公文書に記載された職員の資格免許については、職務遂行上、法令等により取得が必要とされている資格免許ではないことから、公務員等の職務遂行に係る情報について例外的に開示することとした本号ただし書ハには該当せず、非開示とすべきである。

#### 6 審査会の判断

##### (1) 本件公文書の性格及び内容について

職員調書とは、任命権者が、適切な人事管理を行うことを目的として、各職員の資格、経歴、住所、家族、健康状態や勤務希望等、私事に関する情報

を収集するための書類であり、毎年度本人によって作成され、提出されるものである。

## (2) 条例第7条第1項第1号該当性について

実施機関が、条例第7条第1項第1号該当を理由として非開示とした本件非開示情報について、まず、本号本文該当性を判断し、次に本号ただし書の該当性を判断する。

### ア 本号の趣旨

- (ア) 本号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができることとなる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、資格、学歴等に関する情報であり、個人に関連する情報全般を意味する。

- (イ) ただし、本号本文に該当するとした情報であっても、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（本号ただし書ハ）等、公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書で定め、例外的に開示することとしている。
- (ウ) 本号ただし書ハの規定における公務員等の職務の遂行に関する情報とは、公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務に関し、当該事務を実施したことにより記録された情報をいうものであり、例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。また、この規定は、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、個人情報として保護される必要があり、この規定により開示されることにはならない。

### イ 該当性の判断

#### (ア) 本号本文該当性

本件公文書は、本件職員の氏名、生年月日、年齢、本人の写真等で構成されており、全体として個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものである。したがって、本件公文書に記載された情報は、いずれも本号本文に該当すると認められ、本件非開示情報についても、本号本文に該当する。

**(イ) 本号ただし書ハ該当性**

審査請求人は、本件非開示情報について、公務員等の職務の遂行に係る情報であり、開示すべきである旨主張していることから、本号ただし書ハの該当性について、以下検討する。

当審査会が実施機関に対して確認したところ、本件職員が配置されている職に就き、職務を遂行するにあたって、法令上有することが求められる資格等はないとのことであった。このことから、本件非開示情報は、本件職員の職務の遂行と直接の関連を有する情報とはいえず、本号ただし書ハには該当しない。

**(ウ) 本号ただし書イ、ロ及びニ該当性**

本件非開示情報が、本号ただし書イ、ロ及びニに該当しないことは、明らかである。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。